

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 14 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600374号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600150号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年11月1日から平成16年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年11月から平成16年8月までは19万円を20万円とする。

平成15年11月から平成16年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年11月から平成16年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を平成16年2月25日は1万1,000円、同年8月25日は2万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年11月1日から平成16年9月1日まで
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

請求期間①について、ねんきん定期便に記されている厚生年金保険料納付額が、当時勤務していたA社の給与明細書に記されている厚生年金保険料控除額よりも低い額となっている。

請求期間②及び③について、給与明細書を見ると、賞与(B手当)が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、標準賞与額の記録が無い。

請求期間①、②及び③に係る給与明細書を提出するので、当該期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出されたA社における平成15年11月分から平成16年8月分までの各月の給与明細書において、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額(19万円)に基づく厚生年金保険料額を超える標準報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、A社にお

ける厚生年金保険被保険者資格取得時から19万円と記録されているが、前述の給与明細書のうち、当該資格取得月である平成15年11月分の給与明細書において、請求者がオンライン記録の当該標準報酬月額を超える標準報酬月額20万円に見合う報酬月額の支払を受けていることが確認できる上、当該給与明細書の厚年月額欄に「200」と記されていることについて、A社の元代表清算人は、「標準報酬月額が20万円という意味ではないかと思う。」旨陳述しており、日本年金機構C事務センターは、「A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、給与明細書の記載内容から判断すると、20万円とすることが妥当である。」旨回答している。

以上のことから、請求者の平成15年11月から平成16年8月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年に解散している上、当該期間当時の代表取締役からは、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②及び③の各期間について、請求者から提出された平成16年1月分及び同年7月分の給与明細書並びにA社の元代表清算人から提出された資料から、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③の各期間における賞与支給日については、A社の元代表清算人の回答及び請求者から提出された預金通帳の写しから、請求期間②は平成16年2月25日、請求期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

以上のことから、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年2月25日は1万1,000円、同年8月25日は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年に解散している上、当該期間当時の代表取締役からは、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600238号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600151号

第1 結論

請求者のA社における平成23年1月21日から平成25年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成23年1月から同年11月までは20万円を30万円、同年12月から平成25年10月までは20万円を32万円とする。

平成23年1月から平成25年10月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年1月から平成25年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年1月21日から平成25年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間について、標準報酬月額が20万円と記録されているが、当該期間の給与支給額は32万円であり、厚生年金保険料も標準報酬月額32万円に見合う額が控除されていた。

請求期間のうちの一部の期間の給料明細書等を提出するので、請求期間について、将来の年金額に反映するように、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された社員別給与・賞与支給実績一覧表及び給料台帳並びに請求者から提出された個人別給料明細書により、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表、給料台帳及び個人別給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成23年1月から同年11月までは30万円、同年12月から平成25年10月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、年金事務所に対して、請求者の請求期間に係る報酬月額を20万円と届け出た旨回答していることから、年金事務所は、請求者の平成23年1月から平成25年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。) について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600304号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600152号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年2月21日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年2月及び同年3月は26万円を30万円、同年4月及び同年5月は26万円を32万円とする。

平成15年2月から同年5月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年2月から同年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年5月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年5月から同年8月までは26万円を34万円、同年9月から平成21年8月までは28万円を34万円とする。

平成20年5月から平成21年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年5月から平成21年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年2月21日から同年6月1日まで
② 平成20年5月1日から平成21年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間①の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。

また、厚生年金保険の記録では、B社に勤務した請求期間②の標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。

請求期間①及び②の給与明細書等を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成15年2月及び同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行い保険料も納付した旨回答しているものの、C厚生年金基金清算事務局から提出された請求者の当該期間に係る厚生年金基金加入員資格取得届に記載されている報酬月額が、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に見合う額である上、同清算事務局は、当時の届書について、社会保険事務所（当時）への提出用と一体となった複写式のものを使用していた旨回答していることから判断すると、事業主から厚生年金保険の標準報酬月額の記録に見合う報酬月額が社会保険事務所に届出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成15年2月から同年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者から提出されたB社の労働契約書並びに請求者及び同社から提出された給料支払明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、前述の給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出及び保険料納付を行っていない旨回答しており、届出を誤ったことを認めていることから、事業主から厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が社会保険事務所に届出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成20年5月から平成21年8月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600277号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600153号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成5年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成7年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年8月31日から同年9月1日まで

② 平成7年9月30日から同年10月1日まで

請求期間①について、A社から、同じフロアに在った関連会社のB社に異動したが、その際の厚生年金保険加入記録に空白がある。

請求期間②について、B社が、C社に変わった際の厚生年金保険加入記録に空白がある。

請求期間①及び②のいずれの期間においても、継続して勤務していたので、当該各期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録及び同僚の陳述により、請求者は、当該期間にA社に継続して勤務(平成5年9月1日にA社から同社の関連会社であるB社に転籍)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、A社における請求者の平成5年7月の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を平成5年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合

を含む。)、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、雇用保険の記録、B社の回答、同僚の陳述及び同僚から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社は、オンライン記録によると、平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社に係る商業登記の記録並びに請求者及び複数の同僚に係る雇用保険の記録により、請求期間②において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求期間②の標準報酬月額については、B社における請求者の平成7年8月の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、当該期間において、同社が、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に平成7年9月30日付けで適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600171号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600050号

第1 結論

平成19年7月から平成20年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月から平成20年12月まで

私は、国民年金保険料の納付を免除された平成14年12月から平成19年6月までの期間と同様に、請求期間当時も所得が無かったので、平成20年7月頃に、請求期間に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)をA社会保険事務所(現在は、B年金事務所)に送付し、間違いなく免除申請手続を行ったはずである。

私が送付した免除申請書が受け付けられた証拠として、A社会保険事務所から送付されてきた、同社会保険事務所の受付印の有る免除申請書の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成20年7月頃に、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったとして、平成19年度及び平成20年度の免除申請書「提出用」の写しを提出しているところ、当該写しを見ると、平成20年7月31日付けA社会保険事務所の受付印が押され複写されていることから、請求者は、当該免除申請書を同社会保険事務所に提出したことが認められる。

しかしながら、請求者から別に提出された、平成18年7月から平成19年6月までの期間に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(以下「免除承認通知書」という。)を見ると、「継続審査申出受付済」と印字されており、これは、請求者が、平成18年度の免除申請手続の際に、翌年度の免除申請書の提出を省略することができる申請全額免除等の継続申請を希望し、承認されていたことになる。この場合、請求者は、平成19年度の免除申請書の提出が省略されることになるが、平成18年3月23日付け「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて(通知)」(庁保険発第0323001号)によると、「住民基本台帳で審査の対象となる者の判別がつかないため返付されたもの又は地方税課税台帳等から所得が確認できないため返付されたものについては…(中略)…案内文書を当該継続申請者あて送付し、所得等について確認すること。特に、所得申告が必要な場合は、所得申告を行ってから提出するよう周知すること。」とされており、この取扱いは、平成19年度の免除申請書の提出を省略できた請求者が、改めて当該年度に係る免除申請書を提出していることと符合し、請求者の平成18年分の所得等が確認できなかったものと推認される。

また、請求者に係る平成19年度及び平成20年度の国民年金保険料の免除が承認されたか否かについて、A社会保険事務所においては、国民年金保険料の免除承認の可否を審査するに当たり、住所地の市区町村における所得状況の確認が必要となるが、前述の免除申請書の写しには、C県D市E地区の住所が記載されているところ、請求者の戸籍の附票によると、平成18年4月25日付けで同市E地区における住民票が職権消除され、平成21年5月24日付けで同

市F地区において住所設定されている。このことからすると、請求者は、請求期間について住民票が消除されていたことになり、同市は、住民票が存在しない期間については、所得状況の記載及び証明はできない旨回答していることを踏まえると、A社会保険事務所は請求者の当該免除申請書に係る所得審査が行えず、請求期間について、国民年金保険料の免除が承認されることはなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す免除承認通知書を所持しておらず、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600236号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600051号

第1 結論

平成5年1月から平成7年2月までの請求期間及び同年3月から平成8年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年1月から平成7年2月まで
② 平成7年3月から平成8年4月まで

平成7年2月頃、住所変更手続を行うため、次男と一緒にA県B町(現在は、C町)役場に出向いた際に、外国人も国民年金の加入が認められたことを知ったので、二人一緒に国民年金の加入手続を行った。

請求期間①の国民年金保険料については、20万円余りで遡って納付できることを加入手続時に聞いていたので、その翌日にB町役場に出向き、窓口で納付の意志を職員に伝えると、役場庁舎内にある会計室を案内され、そこで一括納付した。

また、請求期間②の国民年金保険料については、平成7年3月頃に、B町役場の職員が年金手帳及び納付書を自宅に持ってきてくれたので、郵便局において20万円余りを一括納付した。

請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成7年2月頃に、B町役場において次男と一緒に国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を同年2月頃に、請求期間②の国民年金保険料は同年3月頃に、それぞれ20万円以上の金額を一括納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者及びその次男の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により確認できる同番号前後の被保険者の記録から判断すると、平成7年10月頃にB町において行われた加入手続によって払い出されたものと推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間①のうち一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間①について、請求者に係るオンライン記録によると、当該期間には国民年金保険料が納付済みと記録されている期間が含まれているところ、平成5年9月及び同年11月の分は平成7年11月に納付されているが、平成5年9月分が時効後の納付であるため同年10月分に充当する処理が行われており、平成6年11月から平成7年2月までの分も平成9年1月に納付されているが、平成6年11月分が時効後の納付であるため還付する処理が行われているなど、請求期間①の国民年金保険料を一括納付したとする請求者の主張とは符合しない。

さらに、請求期間②の国民年金保険料について、請求者は、平成7年3月頃に一括納付したと主張しているが、当該期間には到来していない年度の国民年金保険料が含まれており、同年3月の時点では、平成8年4月分(平成8年度)の国民年金保険料は納付することができない。

加えて、平成7年3月時点において、納付が可能な同年3月から平成8年3月までの国民年金保険料を納付する場合、前納することになることから保険料が割り引かれ、当該期間の国民年金保険料額は14万7,500円となり、請求者の主張する納付額とは相違している。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600292号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600052号

第1 結論

昭和56年12月から昭和57年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月から昭和57年5月まで

国民年金の加入手続について、両親から、年金の空白期間を作ってはいけなかったので、会社を退職したときは、国民年金に切り替えるよう強く言われていたことから、A社を退職後の昭和57年1月頃に、B県C市役所において手続を行った。

請求期間の国民年金保険料について、納付場所及び納付方法は、古いことなので詳しいことは覚えていないが、私自身が納付した。

平成5年にはD県E市に、また、平成11年にはB県F市にそれぞれ引っ越した際に、いずれも社会保険事務所(当時)において年金の空白期間が無いことを確認しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社を退職後の昭和57年1月頃に、C市役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、必ず国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月21日にC市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者が請求期間後に勤務したG社を退職した後の昭和58年1月頃に行われたものと推認でき、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号が記載された請求者の年金手帳を見ると、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄に昭和57年12月30日と記載されているところ、当該日は、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びオンライン記録における国民年金被保険者資格の取得日と一致しており、請求期間について、同資格の記録は見当たらないことから、国民年金の未加入期間であり、請求者は、当該番号によって国民年金保険料を納付することができない。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、請求者が間違われたことがあると陳述した氏名を含む複数の読み名の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にC市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の同番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。